

156 大正14年8月 大蔵省直税事務講習会開催要領

職第二七四号

[14・8・10 熊本税務監督局印]

税務署長殿

九月十五日ヨリ三ヶ月間ノ予定ヲ以テ、直税事務従事者養成ノ為、本省ニ於テ税務講習会開催ノ見込ナル旨通牒有之タルニ付、別紙講習会要領第四項ノ資格者ヲ選抜シ、折返左記様式ニ依リ推薦セラルヘシ
追テ、推薦ニ係ル者ノ中ヨリ適當ノ者ヲ本局ニ於テ選定スルニ付了知シ置カルヘシ

税務講習員推薦書

税務署長 [省略]

(別紙)

講習会要領

一 会 期

三ヶ月(九月十五日ヨリ十二月十二日迄ノ予定)

二 講習人員 一〇〇人

東京局 二一人 名古屋局 一七人 大阪局 二四人 広島局 一二

札幌局 四 熊本局 一三 仙台局 九

三 講習科目

民法、商法、行政法、財政学、社会学、経済学、商業学、簿記学、会计学

各国租税制度、日本租税制度、税法及実務、服務心得及課外講話

四 講習生資格

現在判任官ニシテ左ノ資格ヲ有スル者ノ中ヨリ選定ス

(イ) 俸給七級俸以下、年齢三十歳以下ニシテ、滿二ケ年以上判任官トシテ直稅事務ニ從事シタル者ナルコト

(ロ) 志操健実、身体強壯ニシテ永ク稅務ニ從事スル見込アル者ナルコト

(ハ) 中学卒業、普通試験合格又ハ之ト同等以上ノ学力アリト認ムル者ニシテ前途有望ノ者ナルコト

五 講習生給与

往復旅費ノ外、左ノ滞在日当ヲ給スルコト

(イ) 勤務地ニ扶養スヘキ家族アルモノ 一日金貳円

(ロ) 同 扶養スヘキ家族ナキモノ 壹日金壹円卅錢

六 会場

中央会議所

(昭59 福岡 19)

大正14年12月 稅務官吏待遇改善に付局長内申

大正十四年十二月三日

熊本稅務監督局長 篠崎 昇

大藏 次官 田 昌殿

大藏省主税局長 黒田英雄殿

大藏大臣秘書官 藤井真信殿

輓近経済生活ノ圧迫ニ伴ヒ達識有能ノ士ハ相率エテ民間事業界ニ走り、凡庸無為ノ者独リ志ヲ官界ニ止ムルノ傾向ヲ生セントシ、殊ニ判任官以下ノ大多数ノ実務官吏ニ至リテハ、練達有識ノ者ハ再度ノ行政整理ニ依リテ官界ヲ脱出シ、残存者ハ唯無經驗無見識者其ノ大部分ヲ占メ、而モ数年来貧弱ナル物質的待遇ニ苦シミタル下級官吏ノ如キハ、多数ノ子弟ヲ擁シテ生活ノ安定ヲ失ヒタル、内務省社会局ノ所謂「細民階級」ニ属シ、只管官吏生活ノ不甲斐ナキヲ嘆シツ、アル実況ニ有之、一般官吏ノ準繩タルヘキ忠実勤勉ノ美德ハ今ヤ漸ク年ヲ逐フテ衰退シ、事務簡捷ト能率増進ヲ誤解シテ、遂ニ必要ノ国務ヲ省略放擲セントスルモノアルカ如キニ至リタルハ、国家ノ為メ誠ニ深憂ニ堪エサル所ニシテ、今ニシテ官吏ノ待遇ヲ改善シ、其ノ生活ノ安定ヲ図ルニ非サレハ、国民ノ指導者タルヘキ国家有要ノ官吏ハ、終ニ庸愚無能ノ士ヲ以テ満スニ至ルナキヲ保セサルヘク、真ニ寒心ニ勝エサル所ニ候、幸ニモ政府ハ行政調査会ヲ設ケ官吏待遇改善ニ関スル調査ヲ急キツ、アルヲ聞知シ、敢テ不遜ヲ顧ルノ邊ナク赤誠ヲ披瀝シテ私見拾數項ヲ認メ、上局ノ御清覽ヲ請ハントスルモノニ有之、幸ニモ御参考ノ資料トナルヲ得ハ国家ノ幸慶是レニ過キササルモノ可有之候右及内申候也

第一 一般官吏ノ待遇改善策

均シク俸給生活者ト雖、官吏ト民間事業界ノ使用人トノ間ニ待遇上厚薄ノ差著シキモノアルハ多言ヲ要セス、故ニ或程度迄待遇ヲ接近セシメ優秀ノ人物ヲ羅致シ、且ツ之ヲ長ク保存スルノ緊急ナルヲ認ム其財源ノ一トシテ、郵便中「葉書」ノ値上ニ依ル增收約千三百万円、国有財産整理ニ依ル收入約三千万

円、国庫控除金ノ増額六百万円ヲ充当スルモ亦一策ナリ

一 住宅手当トシテ俸給月額ノ一割ヲ支給スル事

官吏ハ命ニ従ヒテ其ノ住所ヲ定メサルヘカラス、民間会社ニハ住宅ヲ貸与シ、又ハ住宅料トシテ月俸ノ二割ヲ支給スル例多シ

所要額約三千万円

一 文武官ノ恩給ヲ統一シ最低年限ヲ廿ヶ年トシ、退職当時ノ俸給月額二分ノ一以上ヲ支給スルコト

但シ、国庫控除金ハ毎月々俸ノ百分ノ三トス

文武官ニ恩給年限ヲ異ニスル理由ナキヤ論ナシ、十五年勤続者ニ恩給ヲ支給スルハ早キニ失ス（恩給額ノ年々増加スル原因亦茲ニアリ）、月俸ノ三分ノ一ノ恩給支給額ニテハ退職後生存ヲナス事能ハス、是レ年限ヲ長クシ支給額ヲ増加セントスル所以ナリ

一 官吏退職ノ場合ハ勤続慰勞賜金トシテ五ヶ年以上勤続者ニ対シ、勤続年数一年ニ付二ヶ月分ノ俸給ヲ以テ算出シタル金額ヲ支給スルコト

在官中死亡シタル場合亦同シ

但シ、国庫控除金ヲ月俸ノ百分ノ三トスルコト前項ト同シ

現行ノ一時恩給ハ民間会社又ハ市ノ退職慰勞金ト比較シテ甚シク低シ、又恩給資格者ト雖、全ク賜金ナキトキハ、直ニ生計ニ苦ミ必要ノ移転スラナシ能ハサルモノアリ、殊ニ廿年以上ノ在官者ニシテ死亡シタルトキ、僅カニ四ヶ月分ノ賜金ヲ支給スル如キハ、葬式タニ為シ能ハサルモノアリ、民間会社ニ此ノ如キ冷酷ナル待遇アルヤヲ怪ム

此ノ方法ハ自然的ニ新陳代謝ヲ行ヘ得ル余徳アリ

一 官吏以下ノ賞与八年二回トシ、且年四ヶ月分ノ賞与金ヲ予算中ニ掲上スルコト

官吏ノ賞与ハ従来ノ慣例ナルモ、年一回ニヶ月内外ヲ普通トス、民間会社ハ少クトモ六ヶ月分以上ヲ年二回ニ分与スルモノ多シ、官吏ノ賞与ヲ俸給ノ剩与額ヲ以テ充当スル如キハ、定員ノ少ナキ現在ニ於テ到底実行困難ナリ、強テ之ヲ実行スルニ於テハ国務ノ荒廢知ルヘキノミ

所要額約壹億貳千万円

一 各庁長官ニ交際手当ヲ支給スルコト

各庁長官ハ職務上余分ノ経費ヲ要ス、国務ヲ円滑ニ施行セン為止ムヲ得サル経費ナリ、民間会社ニ於テハ実額又ハ実費支弁ノ方法ヲ採用セリ、故ニ職務ヲ勘案シテ相当ノ手当ヲ支給スルノ必要ヲ認ム

一 優秀ナル官吏ノ永ク勤続スル方法ヲ定メ、且ツ其ノ待遇ノ方法ヲ講スル事

現在ニ於テハ終身官タル保証アル官吏ニ非ル限りハ、真ニ適任ナル事務家ト雖、予算關係及後進者ニ途ヲ拓ク為自然勇退セシメサルヘカラス

一 而モ此ノ如キハ国家ノ為一大損失タルニ依リ、之ヲ好遇シ安定シテ終身其ノ職務ニ没頭セシメントスルニアリ
判任官以下ニ対シ被服費ノ補給ヲ為スコト

民間会社ニ於テハ書記以下ニ之ヲ実行スルモノ多シ、相当ノ補給ヲ必要トス

所要額約千參百万円

一 官吏以下ノ昼食弁当ハ之ヲ官給又ハ補給スルコト

民間会社ニ於テハ昼食ヲ給与スルモノ多シ、故ニ政府モ之ヲ官給シ、若ハ補給ヲナスハ時代ノ要求ナリ

所要額約千三百万円 (一人一日)
(十銭ノ概給)

一 判任官勤続廿年以上ニシテ、現ニ二級俸ヲ受ケ成績拔群ノ者ハ主事ニ任用シ得ルノ途ヲ拓ク事

主事ノ俸給ハ判任俸給ヨリ支出スルコト、セハ、予算ヲ増額セスシテ多数判任官ヲ奨励スルノ功果アルヲ認ム
官吏転勤ノ場合ニ於テ、中等学校程度ノ通学生徒ハ在勤地中等学校ニ於テ必ス収容シ得ル途ヲ拓ク事

一 現在ニ於テハ転校不能ナル為、經濟上非常ノ苦痛ヲ感スルモノ尠ナカラス、地方長官ニ命令シテ実行セハ容易ナリ

一 雇員ノ平均月額ハ四十円以上ニ引上ケルコト

現在ノ雇員月俸平均予算額ハ三十円ニ過キササルモ、判任官ノ補助者タルヘキ雇員ヲ三十円平均ニテ採用スルハ困難ナリ(女子ハ格別)、從テ他費ヨリ流用シ辛シテ経理スル情况ナリ、是非増額ヲ望ム

所要額約二千五百万円

一 宿直賄料ハ現行ノ倍額以上ニ引上ケルコト

大蔵省ニ於ケル地方官署ノ賄料ハ廿五銭ナルモ、之ニ依テ朝夕ニ食ヲ弁シ、而モ夜間応分ノ公務ヲ果サシメメントスルハ苛酷ニ失スル嫌アリ

以上

第二 稅務官吏待遇改善策

均シク官吏ト云フモ、稅務官吏ハ劇務ニ堪エ忠実ニシテ勤勉ナルハ、到底他ノ官庁ノ比較スヘクモアラス、且ツ現業の性格ヲ有スル為、一般官吏トシテノ待遇以外ニ更ニ好遇スルノ必要ヲ認ム

一 稅務官吏ヲ終身官トスルコト

但シ定年制ヲ定メ、判任官ハ五十五歳、高等官ハ六十歳トス

稅務官吏ハ民人ノ財産ヲ調査シ、公平ナル課稅ヲ敢行セントスル職責ヲ有スルモ、身分ノ保証アルニ非レハ不徹底ニ終ル怖レアリ、但シ新陳代謝ヲ行フ為メ定年限ヲ設クルヲ可トス

一 稅務官吏共濟會ヲ設立シ相互救濟ノ途ヲ拓クコト

現在ニ於テ共濟會ヲ有スルハ現業員而モ職工ニ限ル如キモ、稅務官吏ハ現業員ニ属スルヲ以テ全国一般ノ共濟會ヲ設、毎月俸給ノ百分ノ二ヲ積立テシメ、政府ハ其ノ積立金ト同一額ノ補給ヲナシ、相互救助ノ方法ヲ講スルコト

一 時間外勤勉手当ヲ支給スルコト

現在ノ如ク定員不足ノ場合ニ於テハ廢休夜勤ヲナスコト尠ナカラス、是ニ勤勉手当ヲ支給スルハ渋滞事務ヲ未然ニ防止シ、且其ノ勞ニ報ユル所以ナリ

一 毎年度績特ニ優秀ナル者ヲ選抜シテ、其ノ功績ニ応シ臨時賞与ヲ支給スルコト

成績優秀ナルモノニ対シテハ、年末賞与ノ場合ニ加味スル事アルモ極メテ僅少ナリ、然ルニ特ニ臨時ニ賞与ヲ与フルトセハ（予算内ニテ）、一般ノ奨励トナル事必セリ

一 毎年一回勤続者ノ表彰式ヲ行フコト

勤続十五年以上ニシテ成績優秀ナルモノヲ表彰セハ、一般吏員ノ激励トナル効果アリ、而モ僅少ノ予算ニテ可ト認ム（予算内ニテモ実行シ得ヘシ）

一 稅務署長ニ接待費又ハ手当ヲ支給スル事

稅務署長ハ各種調査會ノ折衝ニ當リ、又町村稅務主任會議ヲ開催シテ稅務ノ円滿執行ヲ図ル、然ルニ之レカ接

待費ニ当ツヘキ経費ナキハ税務上甚タ遺憾ナリ、故ニ右費用ニ充当スル為相当ノ経費ヲ与ヘ、又ハ手当ヲ支給スルノ必要アリ

一 税務監督局長カ審査会操縦上接待費ノ配付又ハ手当給与ノ必要アルハ論ヲ俟タス

一 税務官吏ノ職務執行上、自転車ヲ乗用スル場合ニ相当便宜ノ方法ヲ講スルコト

税務官吏ハ職務上自転車ヲ乗用スルモノ多シ、然ルニ是レニ対シ県税ヲ賦課セラル、ハ、薄給官吏ノ甚タ苦痛トスル所ナリ、各県ニ対シ相当交渉ヲ望ム

又局間税監督員カ出張ノ場合ニ自転車ヲ汽車ニテ運搬スル場合ハ、一哩三銭ノ運賃ヲ支払フハ甚シキ苦痛ナリ、除外例ノ制定ヲ望ム

以上

(昭44 福岡 12)

158 大正15年1月 署長会議諮問事項への答申

大正十五年一月十三日

熊本税務監督局長殿

島原税務署長

客月廿二日付職第三八四号御通牒税務署長会議諮問事項ニ対スル答申、別紙ノ通り提出候也

諮問事項ニ対スル答申

直税課

第一 行政整理実施後稅務行政ニ及ホシタル影響如何

一 人員ノ減少ニヨル各自ノ分担事務ノ増加

行政整理後ニ於ケル人員減少ノ結果ハ各自ノ分担事務愈々重クナリ、別表ニ示スガ如ク一人當ノ調査、所得稅ニアリテハ一割五分、營業稅ニアリテハ二割四分ノ増加ヲ示スニ至レリ、從ツテ旅費節減ノ結果、如何ニ調査ヲ省略セリト雖モ、之ニ伴フ各自ノ分担事務増加ノ程窮知サルヘシ

二 旅費節減ニヨル調査省略

別表ニ示スカ如ク、所得稅ニ於テハ前年ニ對シ三割三步余、營業稅ニ於テハ四割二步余ノ激減ニテ、到底前年ノ実績ヲ踏襲スルハ至難ナルコト明ニシテ、之ガ調査ニ當リテハ各種資料調査ハ殆ンド町村役場、其他ニ依頼スルノ已ムナキ状態ニテ、納稅者又ハ營業同業者等ト親シク面接シ意見ノ交換ヲ為スノ機會殆ントナク、基準調査等モ從來廣ク深ク調査スルコト至難トサレ居タルモ、愈々之レガ度ヲ増シ調査ハ実ニ粗略ニ失シ、為メニ誤謬多ク、納稅者ノ感情ヲ害スルト同時ニ稅務ノ威信ヲ失墜シ、結果ハ納稅成績ニ影響ヲ及ホスコト甚大ナリ

第二 稅務執行上改善ヲ要スト認ムル事項並ニ之ニ関スル意見如何

一 所得稅調査簿ニ稅額并ニ分納額欄ヲ追補シ、台帖ヲ兼ヌルコトニ改正セラレタシ

二 所得調査委員ニハ正規ノ調査書以外、各人ニ對シテハ調査書ヲ配布セサルコトニ勵行セラレタシ

三 所得稅調査上設備ノ帖簿中ヨリ左記ノモノハ効果僅少ニ付廃止セラレタシ

保險料控除申請者台帖

所得決定通知書受領証

四 所得稅法第十六條扶養控除ハ本人ノ申請ヲ俟タス家族名簿ニ依リ調査シ、該當ノモノハ進テ控除スルコト

五 營業稅調查ハ各町村營業者中ヨリ委員ヲ選任セシメ、之ニ依リ各營業者ノ權衡ヲ指數ニ依リ調査セシメ之ヲ基礎トシ、更ニ稅務署ニ於テハ各村各營業種目ノ異ナル毎二三四名宛基準調査ヲ施行シ、以テ調査額ヲ確定スルコト

六 相統稅申告用紙ニ課稅決定決議欄ヲ増設シテ決議書ヲ兼用スルコトニ改正セラレタシ

七 相統稅台帳様式ハ相統稅課稅人名簿ト重複ノ箇所少カラサルニ付、左記ノ通り改正セラレタシ

様式

相統区分	課稅價格	稅金	摘要	住 所	相統	氏 名

八 稅務ノ普及ヲ図ルハ日下ノ急務ナルヲ以テ、之レガ施設ヲ講セラレタシ

所得稅

年 別	納稅人員	從事人員	一人當担当	十三年對十四年
大正十三年	三、四一八	九	三九〇	增加步當
大正十四年	三、四〇二	七	四八六	合當
				、二四

年 別	納税個数	従事人員	一人当営業 数	十三年対十四年 増歩担合当
大正十三年	一、八九七	八	二三七	、一五
大正十四年	一、九二二	七	二七四	

年 別	旅 費	所 得 税	営 業 税
大正十三年度 實際使用額		四四九、九〇	三一七、七〇
大正十四年度 配 布 額		二九九、〇〇	一八二、〇〇
差 引 減		一五〇、九〇	一三五、七〇
減 歩 合		、三三	、四二

諮問事項ニ対スル答申

間税課

第一 行政整理実施後稅務行政ニ及ホシタル影響如何

一 人員經費ノ減少ハ外部ニ対スル活動力ノ減退トナリ、往々ニシテ營業者ニ対スル定期的ノ検査、監視スラ充分

ニ執行スルコトヲ得サル場合ヲ生シ、為メニ出来ル限り方面的ニ酒造査定ノ如キモ繰下ヲナシテ、同一日ニ執行スルノ止ムナキニ至リ、為ニ繰作ノ変更ヲ余議ナクセラル、カ如キモノアリ

特ニ織物業者ノ如キハ査定回数ノ減少ヲナシタル為メ、資本ノ増加ヲ必要トスルニ至リタルモノアリテ、一般ニ營業者トシテハ苦心ノ存スルモノアルヘキヲ予想セラル、即チ主要税目ニ対スル整理前後ノ実績ハ別表ノ如シ

二 人員經費ノ減少ハ勢ヒ取締及監視ノ減少トナリ、營業者トシテハ寧ロ繁雜ナル検査ヲ逃レタルモノニシテ、此点ハ大イニ好感ヲ以テ迎ヘツ、アリ、而シテ一般のニハ近時營業者ノ態度モ、犯則政行ノ弊風漸時其跡ヲ断ツニ至リツ、アルモ、取締ノ減少ハ犯則檢挙數ノ減少ヲ示セルコト別表ノ如シ

第二 稅務執行上改善ヲ要スト認ムル事項並ニ之ニ関スル意見如何

一 申告査定制ノ擴張

醬油ハ現今既ニ申告査定ヲナシツ、アリト雖モ、主トシテ人員及經費ヲ要スルハ酒造ナリ、從ツテ之ニ対シ比較的正業者ト認ムヘキモノヨリ、漸時申告査定制ヲナスハ時代のナリト云フヘシ

二 前項ノ申告査定ヲ不可ナリトセハ、現行法ノ七仕込以上ノ合併製成ヲ許サ、ルモノヲ、十仕込迄位ニ擴張スルニ於テモ、非常ナル手數ト經費ヲ省略スルコトヲ得ヘク認メラル、ニヨル（此差一割五分以上ノ省略トナル）

三 酒造稅法附則第二項ヲ削除シ制限石ヲ製造セシメ、尚從來ノ資格制限ナキ醬油ニ二百石位一定ノ制限ヲ付スルコト

四 酒造、醬油、織物業者ノ如キハ組合員ヲ以テ一団トナシ、若シ組合員中不正業者アリタルトキハ組合員連帶ノ責任トシ、爾後相当取締ヲ嚴ニスヘキ旨ヲ論シ、相互相戒メ不正ノ行為ヲ未然ニ防遏スルコト

其他帖簿ノ廢止等、尚瑣々タル事項多少アルモ掲載セス

主要税目別比較表

(△印ハ減ヲ表ス)

区分	十三年検査実績		十四年検査実績		十三年ニ対スル比較増減		犯則検査		備考
	度数	日数	度数	日数	度数	日数	十三年	十四年	
酒造	一、六四五	六四三	一、二八〇	四八七	△三六五	△一五六			検査ノ減少ハ検査省略ニ基因ス
酒造取締	一、六八〇	八〇	一、〇七一	四一	△六〇九	△三九	一一	二	
酒精及酒精 含右飲料									
同上取締	一七	二	六七	三	五〇	一	一		
酒母醪	二	一	八	二	六	一			
同上取締									
麴及取締	三	一	四	一	一				
醬油	二七〇	六五	一〇八	二五	△一六三	△四〇			検査ノ減少ハ申告査定ニヨリタルヲ主トス
同上取締	二〇五	一〇	二五〇	一〇	四五		八	七	

検査増加ハ生産増加ニ基因ス

砂糖	同上取締	売薬	同上取締	織物	同上取締	印紙	計
一〇四	二六七	四九	六六	八〇七	二三八	二三八	五、六三八
二九	一一	一〇	一三	二四五	一七	一七	一、一七二
一二〇	二六六	四四	五四	七六八	一九二	一九二	四、七四七
二四	一五	一〇	五	一八五	一六	一六	八六二
一六	一	五	一二	△ 三九	△ 四六	△ 四六	△ 八九一
△ 五	四	一	△ 八	△ 六〇	△ 一	△ 一	△ 三一〇
五	四	一	八	七	一	一	二〇一
四	四	一	五	二四	四七	四七	二〇一
一	一	一	一	三	六四	六四	七七

備考

諮問事項ニ対スル答申

庶務課

第一 行政整理実施後稅務行政ニ及ボシタル影響如何

内外事務執行上影響スル事、実ニ甚大ナリ、就中左記各項格別ナリ

(対内的)

一 滞納者ノ増加ト之ガ処分ノ遅延

原因 賦課上ニ於ケル調査ノ不徹底、督励ノ不充分、迅速ナル処分着手不可能
結果 事務ノ渋滞スルノミナラズ、将来滞納矯正上影響スル処大ナリ

二 国有財産ノ実地調査遅延

三 用紙費、郵便料ノ削減ハ特ニ事務渋滞ヲ止ムナクス

(対外的)

一 町村役場ニ対シ手数ヲ煩ハス事ノ激増セルハ考慮ヲ要ス

(イ) 郵便料ノ關係上、各人ニ対シ照会調査ヲ要スルモノヲ町村役場へ依頼シ、又ハ直接本人へ送付スヘキ文書ヲ町村へ依託スル事多々アリ

(ロ) 署員ガ直接本人へ就キ調査ヲ要スルモノヲ町村役場へ依頼スルモノ多々アリ

二 従来町村ニ於テ多数集合ノ場合、其他各種会合ノ機会ヲ利用シテ署員ヲ出張セシメ、納税思想ノ宣伝并ニ納税知識ノ普及、其他納税上ニ対シ相当了解ヲ求ムル事努メ来リシモ、整理ノ結果殆ト之ガ実行不可能ニ至レリ、又一方賦課ニ対シテモ徹底ヲ期シ得ラレザル状態ニアル今日、思想上ニ及ホス影響實ニ甚大ナリ

三 各納期ノ徴収督励ニ当リテモ、従来ノ如ク実施シ得ラレサル關係上、賦課ニ対スル疑義、其他納税者ノ了解ヲ求ムル事困難ナルタメ、自然滞納者ノ簇出ハ止ムナキニ至レルト同時ニ、町村吏員ノ感触ヲモ害スル事例アリ
テ稅務執行上ノ支障増加シツ、アリ

第二 稅務執行上改善ヲ要スト認ムル事項

一 直稅ト庶務トノ合併

大藏省達稅務署分課規程之制度上不可能ナリトセバ、直稅課員全部ニ庶務課兼勤ヲ命シ、庶務課員全部ニ直稅

課兼勤ヲ命シ、實質上ノ合併ヲ実行スルコト

二 稅務署長ヲシテ支出官タラシムル事

國家歲入ノ六割以上ハ租稅歲入ニシテ、其殘額カ他ノ收入ヲ以テ充テラレテアル今日、其一國ノ財政ノ基調タル租稅ニ對シ、其徵稅權ヲ施行シツ、アル稅務署長ニ對シ支出官ヲ命セラレザル、ハ、事務進捗上又事務簡捷上大ノ影響アルニ由ル

三 稅務相談部ハ今少シ積極の方面、即チ管内各署ヲ巡回シテ納稅思想ノ宣傳、納稅知識ノ普及其他納稅施設等ニ力ヲ致サレ、反面ニハ行政整理ニ依ル各署此方面ノ力ヲ補足スルコトニ努メラレタシ、特ニ活動写真ヲ利用シ租稅智識ノ普及納稅思想ノ涵養、其他納稅施設等ニ對シ御配意ヲ望ム

四 某県某町ノ如キハ從來多數ノ人員ト経費トヲ使用シテ徵收督勵ヲ為シ、尚且多數ノ滞納者ヲ出シタルニ、一度活動写真ヲ利用シテ孝子芳松ヲ紹介セシ処、次納期ニハ全ク督勵ヲ加ヘスシテ法定納期内ニ完納ニ至リタリト、如何ニ活動写真カ一般民衆ニ對シ直感的ノ効果アルカ推シテ知ラル可シ、活動写真ノ利用ハ経費ノ節減ニ於テ事務簡捷ノ上ニ於テ又一般思想善導ノ上ニ於テ然リ、我稅界ニ之ヲ利用スル事尤モ緊要ノ施設ナリト思慮ス現在各課事務規程ハ余リニ細ニ涉リ過キ居ルノ感アリ、事務進捗上今少シ簡單ニ改正セラレ、且署長課用ノ二部位程度ニ編纂配付セラレ度シ

五 簿書ノ保存期限ハ第一種ヲ除ク外、保存年限ヲ現行ノ半減セラレタシ

六 數字ヲ主トスル諸帳簿ハ全部之ヲ洋式ニ改正セラレタシ

七 左記諸帳簿ハ之ヲ廃止シ、他ノ關係簿書ニ依リテ事蹟ヲ明ラカニスル事ニ改正セラレタシ

(一) 現金領収用紙受払簿

- (二) 滞納処分票受払簿
 - (三) 歳入歳出外現金出納仕訳簿
 - (四) 現金出納事務査閲簿
 - (五) 現金交付簿
 - (六) 概算渡物品受払簿
 - (七) 文書収発件数簿
 - (八) 文書発送件数簿
 - (九) 被服整理簿
 - (十) 金庫開閉簿
- 八 報告又ハ請求ヲ要スル用紙ハ全部複写紙ヲ使用セラル、様改正印刷アリタシ（一例、徴収報告、統計、用紙類、請求書、歳入歳出外現金領収証、其他多数アリ）
- 九 報告書中省略セラル、モ支障少シト思慮セラル、分
- (イ) 法令月報到達申報
 - (ロ) 委員会費所属予算明細書
 - (ハ) 文書収発件数表
 - (ニ) 租税収入成績報告書
- 一〇 第二項不可ナリトセハ左記各項ノ改正
- (イ) 物品、購買、修繕ノ際ニ於ケル見積書ハ三十円未満ハ徴否署長ノ自由トシ、五拾円以下ノ場合ハ一人ノ見

積書ニ止ムル事

(ロ) 支給額ニ異動ナキ場合ノ給仕小使仕給額報告ノ省略

(ハ) 宿直料ノミノ際ニ於ケル賄料報告ハ省略

(ニ) 過誤納払戻金ノ支払通知書ハ之ヲ直接本人ヘ送付セラレ、署ヘハ単ニ其旨通知セラレタキ事

(ホ) 旅費ノ支給ハ署長ヨリノ報告ニ依ルコトニ改正アリタシ

一 一局ハ毎年度初報告期限表ヲ作製各署ヘ配付セラレタシ

一 二 署ヨリノ報告期限ハ特殊ノ場合ヲ除キ局到着月日ナルカ如シ、右ハ特殊ノ場合ヲ除ク外発信主義ニ改正セラレタシ

一 三 過誤納金ノ充当ハ之ヲ年度ニ改メ、同一年度ナルトキハ何レノ税目ナルモ充当差支ナキ事ニ改正アリタシ

一 四 税務署ニテ使用スル状袋ハ之ヲ印刷配付セラレタシ

本局宛(局長宛ト局宛) 状ノ一 イ ロ

税務署長宛 状ノ二

市町村長宛 状ノ三

其他 状ノ四

裏面(又ハ下部)ハ全部署名印刷ノ事

一 五 徴収事務規程第三十一条中直接徴収ニ係ル督促状発付ヲ納期後三日以内トアルヲ、納期後五日以内ト改正セラレタシ

一 六 徴収事務規定第六十八条ニ依ル第二十九号式滞納処分票備考 (一) (二) ヲ左ノ通り改正ノ事

- 一 本票ハ滞納処分出張前一件毎ニ調製スルコト
- 二 署長本票ノ提出ヲ受ケタルトキハ処理月日ノ上ニ捺印スルコト

達第五〇八号

税務署長

大正十五年二月一日ヨリ五日間本局ニ於テ管内税務署長会議ヲ開催スヘキニ依リ、二月一日午前九時出頭スヘシ

追テ右会議ニ於ケル諮問事項左ノ如シ

第一 行政整理実施後税務行政ニ及ホシタル影響如何

第二 税務執行上改善ヲ要スト認ムル事項並ニ之ニ関スル意見如何

大正十四年十二月二十二日

熊本税務監督局長 篠崎 昇圀

職第三八四号

[14・12・22熊本税務監督局印]

税務署長殿

大正十五年二月一日ヨリ開催スヘキ税務署長会議ニ於ケル諮問事項ハ別途通達ノ処、右諮問ノ要旨ハ大体左記ノ趣旨ニ外ナラサレハ、予メ準備ノ上最モ簡單明瞭ニ其署ノ意見ヲ一ツ書トシ、長クトモ野紙一二枚ニ認メ、来ル一月十五日本局着ノ予定ヲ以テ遅滞ナク提出セラルヘシ

追テ、右ハ各署ノ答申要領ヲ印刷ニ付シ會議ノ際配付スル予定ナルヲ以テ、期限迄ニ到達セサルモノハ除外スヘキ

ニ依リ、期限ヲ誤ラサル様特ニ注意セラルヘシ

左記

第一問ハ昨年実行セラレタル行政整理ノ結果定員及経費ハ多大ノ削限ヲ蒙リ、サラヌタニ日ニ増シ激増シツツアル稅務事務ハ、之カ為ニ内外諸般ノ事務ニ対シ尠カラサル影響ヲ与ヘタルヘキニ依リ、其ノ影響ヲ具體的ニ答申セラレムコトヲ望ムモノナリ

第二問ハ稅務執行上ニ關スル施設改善ヲ要スト認ムル事項ニ付テハ、從來屢々研究ヲ重ネタル所ナルカ、未タ之ヲ実行セサルモノ尠カラス、而モ現在ノ定員及経費ハ近キ将来ニ於テ増加スルコト容易ナラサルヘキニ依リ、此際既定ノ定員及経費ヲ以テ時代ニ順応シタル稅務執行ヲ行ハントセハ、如何ナル方策ヲ採ルヘキヤ大ニ研究ヲ要スル問題ナリ、故ニ實際ノ稅務執行上ヨリ觀テ速ニ改善ヲ実行シ得ヘキ具體的ノ方法ニ就キ、各署ノ答申ヲ求ムルニ在リ

(平 18 福岡 190)

159 大正15年4月 局長會議における大藏大臣訓示

大正十五年四月二十七日

大阪稅務監督局長 小島 誠印

各稅務署長殿

今般開催セラレタル稅務監督局長會議ニ於ケル大藏大臣訓示別紙ノ通りニ有之候條、克ク其ノ趣旨ヲ体得シ万遺憾ナキヲ期セラルヘク、不取敢

右通牒候也

稅務監督局長會議ニ於ケル大藏大臣〔浜口雄幸〕訓示（大正一五、四、一五日）

本日ヨリ稅務監督局長會議ヲ開クコトニナリマシタニ付キマシテハ、一言所思ヲ申述ヘ度ト思ヒマス

政府ノ計畫致シマシタ稅制整理ニ関スル諸法案カ帝國議會ノ協贊ヲ經マシテ全部法律トシテ公布セラレ、其ノ大部分カ既ニ施行セラレテキルコトハ諸君御承知ノ通りテアリマス

稅制整理ハ我カ国多年ノ懸案テアリマシテ、是非共之カ解決ヲ致シ度ト言フコトハ、昨年ノ會議ノ折ニモ申述ヘテ置キマシタカ、茲ニ当初予定ノ如ク稅制整理ヲ実行致スコトカ出来マシテ、我カ国民負擔ノ公正ヲ計ルヲ得マシタコトハ、國家ノ為誠ニ慶賀ニ堪ヘサル次第テアリマス

昨年来此ノ整理案ノ調査ニ方リテハ、諸君ハ本省ノ要求ニ依リ常ニ迅速ニ必要ナル諸種ノ調査資料ヲ提出セラレ、成案ヲ得ルニ多大ノ便益ヲ与ヘラレタコトニ付テハ、諸君ハ申スニ及ハス監督局及稅務署ノ職員一同ノ勞苦ニ対シ深ク之ヲ多トスル次第テアリマス

稅制整理ノ内容ニ付テハ諸君ニ於テモ充分御承知ノコトト存シマスカラ敢テ茲ニ申述ヘマセヌ、之レカ施行ニ関シ唯二三ノ点ニ付テ諸君ノ注意ヲ喚起シタイト考ヘマス

一 今回ノ稅制整理ハ主トシテ租稅ノ体系ヲ整ヘ國民負擔ノ公正ヲ計リ、併セテ社会政策的ノ効果ヲ挙げ産業ノ振興ニ資スルヲ目的ト致シタノテアリマス、然シ乍ラ國民負擔ノ公正ハ単ニ租稅ニ干スル法律ヲ改正シ、其ノ制度ヲ完備致シマシタ所テ、施行其ノ宜敷キヲ得ルニ非サレハ、政府並ニ國民カ稅制整理ニ依テ期待スル所ノ目的ヲ達成スルコトハ到底出来ナイノテアリマス

此ノ点ニ付キマシテハ稅務行政執行ノ任ニ當ラルル諸君ノ責任ハ極メテ重大テアルト思ヒマス、諸君ハ政府力カ今回ノ稅制整理ヲ計畫シタル其ノ意ノ存スル所ヲ体シ、稅務行政ノ執行上周密ナル考慮ヲ費シ、部下ヲ指導督勵シテ稅制整理ノ実効ヲ挙クルコトニ、万遺憾ナキヲ期セラレムコトヲ望ミマス

二 今回ノ稅制整理ニ當リマシテハ新稅ノ賦課ハ成ル可ク之ヲ避ケタノテアリマスカ、租稅ノ体系ヲ正シ又ハ稅源ヲ擁護スルト同時ニ、廢減稅ニ因ル歳入ノ欠陥ヲ補填スル必要ヨリ致シマシテ、資本利子稅及ヒ清涼飲料稅ヲ創設致シタノテアリマスカ、是等ノ新稅殊ニ清涼飲料稅ノ施行ニ付キマシテハ、納稅者モ未タ稅務ノ取扱ニ慣熟セズノテアリマスカラ、此ノ際新稅ノ施行上ニ付テ特ニ意ヲ用ヒ、寬嚴宜敷キヲ得テ出來得ル限り課稅上ヨリ來ル所ノ商取引ノ不使ヲ除クト同時ニ、非違ヲ防ク為メニ必要ナル取締ヲ為シ、以テ適正圓滿ナル施行ヲ期セラレムコトヲ希望致シマス

三 今回ノ稅制整理ニ當リ通行稅、醬油稅、売菓稅ヲ全廢シ、綿織物ニ對スル消費稅ヲ免除致シマシタノハ、是等ノ諸稅力中産階級以下多數國民ノ負担トナツテ居リマスノテ、社会政策的ノ見地ヨリシテ其ノ負担ヲ輕減スル趣旨ニ出タノテアリマス、然ルニ若シ交通機關ノ運賃ノ値上ヲ為シ、又ハ是等商品ノ價格力從前通りテアルト言フコトテアリマスレハ、政府ノ行ヒマシタ稅制整理ハ殆ント其ノ意義ヲ失ヒマスカ故ニ、是等ノ点ニ關シテハ稅制整理ノ効果ヲ徹底セシム可ク、特ニ配慮アラムコトヲ望ミマス

次ニ土地賃賃價格ノ調査ニ付一言致ス必要カアルト思ヒマス、我カ国地租ノ負擔力不公平ニシテ之ヲ改正スルノ要アルコトハ何人モ之ヲ認ムルノテアリマスカ、地価修正ハ極メテ難事業テアリマスカ故ニ、今日迄之カ実行ヲ見ルニ至ラナカツタ次第テアリマス

今回ノ稅制整理ノ一端トシテ政府ハ此ノ地租負担ノ不公平ヲ矯正スル為ニ、地価ニ代フルニ賃賃價格ヲ以テシ、以テ

地租負担ノ公正ヲ期スルコトニ決定致シ、先ツ大正十五、十六ノ兩年度ニ於テ全国ニ亘テ土地全部ノ賃貸價格ノ調査ヲ行ヒ、之ヲ完了致シ度キ考テアリマス、此ノ調査ハ実ニ明治六年地租条例施行以來ノ大事業テアリマシテ、而モ僅々一年半ノ短時日ニ此ノ調査ヲ終了シ、地租改正法ヲ議會ニ提出シ、大正十七年度ヨリ賃貸價格ニ依ル新地租法ヲ施行致ス積リテアリマス、此ノ事業ハ極メテ困難テアリ、且最モ重大ナル事業テアリマスルカ故ニ、諸君ニ於カレテハ政府ノ意ノアル所ヲ体シ励精恪勤部下諸員ヲ督励シ、アラユル困難ト障碍ヲ排シテ適実公正ナル調査ヲ為シ、克ク事務ノ進捗ヲ計リ以テ政府所期ノ目的ヲ達成シ、茲ニ新地租法ノ制定実行ヲ見ルニ至ラムコトヲ望ミマス

政府ハ今回整理ヲ行ハサリシ諸税ニ付キテモ更ニ第二次ノ整理ヲ行ヒ、次期ノ議會ニ提出シタイト考ヘテ居ルノテアリマス

思フニ本年度ニ於ケル稅務官庁ノ事務ハ、改正及新設諸稅法ノ施行ト土地賃貸價格ノ調査トニ依リ、益々繁劇ヲ加フルニ到ルコトハ、之ヲ想像スルニ難クアリマセヌ、事務ノ能率ヲ増進スルコトニ付テハ、平素優良ナル人物ヲ養成シ稅務官吏素質ノ向上ヲ計ルコト愈々緊切ナルヲ信シマス、政府ハ本年度ニ於テ更ニ其ノ經費ヲ増加シ、稅務官吏ノ養成訓練ヲ致シ度考テアリマス、諸君ニ於カレマシテモ此ノ点ニ関シ相当設計画アラムコトヲ望ミマス

官紀ノ振肅ニ付テハ昨年モ深く諸君ノ注意ヲ促シタルモノアルニ拘ラス、尚往々ニシテ稅務官吏ノ不正事件ヲ耳ニ致シマスコトハ誠ニ遺憾ニ堪ヘマセヌ、將來一層官紀ノ肅正ニ意ヲ用ヒ、苟モ不正行為ヲ絶無ナラシムヘク努力セラレムコトヲ希望致シマス

終リニ諮問事項ニ付キマシテハ事頗ル重要テアリマスノテ、諸君ノ多年ノ經驗ニ照ラサレ腹藏ナキ意見ヲ披瀝シ、當局ノ参考ニ供セラレムコトヲ望ミマス

160 大正15年4月 大蔵省間稅事務講習會の開催

間機第三五〇号

[15・4・27熊本稅務監督局印]

稅務署長殿

本省ニ於テ、來ル五月二十日ヨリ七月二十九日迄七十日間ノ予定ヲ以テ、間稅事務従事者養成ノ為稅務講習會開催ノ見込ナルニ付テハ、左記事項了知ノ上間稅課員中適任者ヲ選定シ、別記ノ様式ニ依リ五月一日迄ニ推薦書提出セララルヘシ

追テ、適任者無之場合ハ其旨申報セラルヘシ

左記

一 講習生資格

現判任官ニシテ左ノ資格ヲ有スル者ヨリ選定ス

- (イ) 俸給六級俸以下、年齢滿三十歳以下ニシテ、滿二年以上判任官トシテ間稅事務ニ従事シタル者
- (ロ) 身体強壯、志操健実、品格端正ニシテ永ク稅務ニ奉仕スル見込アル者
- (ハ) 中等學校卒業、普通試驗合格、又ハ之ト同等以上ノ学力アリト認ムル者

二 給与

往復旅費ノ外、左ノ滞在日当ヲ給ス

(イ) 勤務地ニ扶養スヘキ家族アル者

一日金二円

(口) 同

ナキ者

同

一円三十銭

三 講習科目

財政学、経済学、行政法、社会学、民法、商法、刑法、刑事訴訟法、犯罪捜査学、各国租税制度、日本租税制度、醸造学、染織学、犯則処分法、酒税、砂糖消費税、織物消費税、印紙税、清涼飲料税、各法及実務

四 会場

中央会議所

別記

推薦書 [省略]

秘第八九号

[15・5・10 熊本税務監督局印]

遠賀税務署長殿

署属 「氏名」

右者、来ル五月二十日ヨリ本省ニ於テ開催ノ税務講習員ニ指定セラレタルニ付、左記各項了知ノ上、五月二十日午前八時迄ニ会場タル東京中央会議所ニ参集セラルヘク、而シテ在京中ハ特ニ品行ヲ慎ミ、節制ヲ旨トシ、苟モ講習員タル体面ヲ傷クル如キコトナキハ勿論、奮勉努力以テ優秀ノ成績ヲ獲得スルコトニ留意スル様訓諭セラルベシ

記

一 筆記ノ必要アル場合ノ準備トシテ用具携帯スルコト

二 会期 五月二十日ヨリ七月二十九日迄

三 当局管内ヨリノ講習員ハ「氏名、署名省略」ノ十七名ニ付、出発日時等各自打合セ同行スル方万事好都合ナルヘシ

四 講習員ニ対シテハ、出発前別紙誓約書ヲ徴シ当局ヘ送付スルコト

誓約書

(美濃紙)

私儀

今回大蔵省稅務講習会ノ講習生ノ御指定相受候処、講習終了ノ上ハ数年ナラスシテ自己ノ便宜ニ依リ退職スルガ如キコトナク、永ク稅務ニ奉職シテ忠実勤勉ニ奉公致スヘク候

右誓約候也

稅務署在勤

稅務署属

㊦

大正十五年五月 日

大蔵省主稅局長 黒田英雄殿

(昭59 福岡 13)

161 大正15年5月 署長會議における局長訓示

大正十五年五月十日稅務署長會議訓示要領「大阪稅務監督局長小島誠」

昨夏當局ニ就任以來、茲ニ始メテ管内全部ノ稅務署長諸君ト一堂ニ会スルノ機ヲ得タルハ、予ノ欣快トスル所ナリ。

我国多年ノ懸案タリシ税制整理ハ、曩ニ大体ニ於テ根本的解決ヲ告ケ、既ニ之カ実施期ニ入りタルハ邦家ノ為メ同慶ニ堪エサル所ナリ、其ノ整理ノ日及趣意等ニ付テハ、先般各署ニ伝達シタル大蔵大臣訓示中ニ明記セラル、所ナルヲ以テ、茲ニ重テ之ヲ贅セスト雖、整理ノ範圍頗ル広汎ニ亘リ、之カ施行上研究考慮ヲ要スヘキ事項極メテ多ク、今後公正円満ナル執行ノ衝ニ当ルヘキ稅務官署ノ責任ハ、実ニ著シク加重セラレタルモノアルヲ痛感セスンハアラス、諸君ハ篤ト之ヲ自覺シ、ヨク時勢ノ推移ニ鑑ミ吏僚ヲ統督シテ各般ノ施設ヲ誤ラス、以テ税制整理ノ効果ヲ發揮スヘク、最善ノ努力ヲ尽サレムコトヲ切望シテ已マス、以下主トシテ税制整理ノ結果ニ着眼シ各稅ニ涉リテ所思ノ一端ヲ述ヘント欲ス。

一 所得稅ハ今次ノ税制整理ニ於テ直接國稅ノ樞軸タル地位ヲ確保セラル、ト共ニ、其ノ内容ニ大改正ヲ加ヘラレタリ、其中

イ 第一種所得稅ニ在リテハ課稅標準タル所得ノ区分改正セラレ、從來ニ比シ算定上簡易トナリタリト雖、一面第二種所得稅控除等ノ新タニ煩瑣ヲ加ヘタルアリ、殊ニ營業收益稅創設ノ結果、所得ノ調査一度周到ヲ失スルニ於テハ、脱漏、誤謬ハ直ニ兩稅ニ係リ影響スル所頗ル大ナリ、營業者ノ法人組織ニ依ルモノ漸次多カラントスル時勢ニ當リ、今後調査上一層ノ意ヲ須ユルヲ要スルト共ニ、旧法ニ依ルヘキ未決件數ハ予テ通達ノ趣旨ニ從ヒ、成ルヘク速ニ之ヲ一掃シテ取扱ノ錯雜ヲ防クニ力メラルヘシ、尚同族会社ニ對スル稅額加算ニ關スル新規定ハ、決シテ此等会社ニ對スル制裁的重課ヲ意味スルモノニアラスシテ、会社ニシテ相當ノ利益ヲ配當シ、之ヲ第三種所得ニ綜合セラレタル場合トノ權衡上特異ノ稅率ヲ適用セントスルニ過キササルヲ以テ、其ノ趣旨ヲ一般同族会社ニ周知セシムルト共ニ、将来相當該規定ノ活用ヲ期スルヲ要ス、尤之カ程度範圍ニ付テハ追テ別ニ指示スル所アルヘシ。

ロ 三種所得税ニ在リテハ、所得金額ノ計算方法ハ從來ノ予算主義ヲ、原則トシテ実績主義ニ改メラレタルニ付テハ、之ニ適応センカ為メ成ルヘク实地調査ヲ行ヒ、努メテ各人ノ実況ニ副フヲ期スルノ必要アルヘク、一方標準率ハ一層其ノ確實ヲ図ルト共ニ之ヲ適用スル者ニ付テモ、出来得ル限り納税者ノ実情ヲ探知スルニカメ、徒ニ標準率ニ囚ハル、コトナキヲ期スルノ要切ナルモノアルヘシ、右ハ固ヨリ實際上困難ヲ伴フヘキモ、課税最低限引上ノ結果相当余裕ヲ生シタルコトニモアリ、之カ余力ヲ集注スルニ於テハ必シモ実行至難ニアラサルヘシ。

次ニ貸家、貸宅地並ニ貸金ノ所得ハ、從來一般ニ調査不充分ナルヲ免レサリシ為メ、独リ課税ノ充実ヲ欠クノミナラス、誤謬訂正ノ最大原因ヲ為ス実況ナルヲ以テ、之カ根本的ノ改調ヲ遂クルニアラサレハ、実績主義実施ノ曉ニ於テ非難百出スルノ虞アリ、之カ経費等ニ付キ考慮中ナルモ、各署ニ於テハ事情ノ許ス限り本調査ノ基礎ヲ的確ナラシムルニカメラレンコトヲ望ム。

二 地租条例改正セラレ、自作小農地租免除ノ規定ヲ設ケラレタルニ付テハ、地価二百円未満ノ調査、自作地ノ認定等適正ヲ得、改正ノ趣旨ヲ実現セシムル上ニ謬ナキヲ期センニハ、一ニ市町村ノ努力ニ俟タサルヘカラサルヲ以テ、今後市町村国税諸帳簿ノ監督ハ一層之ヲ励行スルト共ニ、市町村当局トノ連絡ヲ益々緊密ニシ、以テ改正ノ目的ヲ遺憾ナク達成スヘク留意セラレンコトヲ望ム。

三 營業税ヲ廢シテ營業収益税ヲ設ケラレタルハ、単ニ其ノ名称ヲ改メ其ノ課税標準ヲ變更シタルニ止マラス、之カ執行ニ関シテモ新ニ一段ノ工風ヲ凝ラシ、從來永ク營業税ニ對シテ受ケタル各種ノ非難ヲ一掃セムトスルノ精神ニ出テラレタルモノナルヲ以テ、未タ施行規則モ發布セラレス、実施期マテハ尚余日ヲ存スルモ、諸君ハ幸ニ充分ナル考究ヲ重ネ円満ニ初期ノ目的ヲ達成センコトニ、今ヨリ留意ヲ怠ラサランコトヲ望ム。

四 資本金子税ノ創設ニ依リ、公債、社債等ニ対シ第二種所得税ノ外ニ新ナル負担ヲ加フルニ至リタル結果、或ハ税法施行地外ニ於テ利子ノ支払ヲ受クルコトニ作爲セントスルモノヲ生スルノ虞ナシトセサルニ依リ、常ニ取引ノ情況ニ注意ヲ払フ等、取締上遺憾ナキヲ期セラルヘク、又乙種資本金子税ニ付テハ特ニ実施ノ初年ナルニ鑑ミ、取扱上過誤ナキ様格別ノ注意ヲ用フルト同時ニ、一方信用貸金又ハ従来比較的閑却サレタル銀行以外ノ預金等ノ調査ハ、一般ノ周密ヲ期セラレンコトヲ望ム。

五 相続税法第二十三条ノ調査ハ従来トテモ調査困難ニシテ、ヤ、モスレハ課税ノ機ヲ失スルノ傾向アルヲ遺憾トセシカ、今回課税範圍擴張セラレタルニ付テハ、特ニ考慮ヲ費シテ秩序アル調査方針ヲ樹立スルト共ニ、調査ノ迅速ヲ図リ以テ遁脱ノ余地ナカラシムルコトニ努メラレンコトヲ望ム。

六 税率引上ノ結果、酒税、就中酒造税ハ財政上更ニ重要ノ度ヲ加ヘタリ、業界ノ景況永ク不振ヲ続ケ経営難ヲ訴フル者漸ク多カラントスル際、当業者中増税ノ影響トシテ延テ不測ノ犯行ヲ敢テセントスル者ヲ生セサルヲ保シ難ク、一面無免許犯ノ増加スヘキ虞モアリ、斯税取締上格別ノ注意ヲ要スヘク、漫ニ犯則漸減ノ趨勢ニ安ンスヘキニアラス、同時ニ当業者ノ資産状態、納税保証等ニ付テハ一層ノ留意ヲ払ヒ、徵税上方遺憾ナキヲ期セラレンコトヲ望ム。

今回新ニ酒造組合ニ対シ交付金ヲ交付スルノ制度ヲ設ケラレタルハ、一ハ稅務官庁ノ徵税上ノ便益ニ供スルト共ニ、一面組合ヲシテ健全ナル発達ヲ遂ケシメ、斯業ノ進歩ヲ促シ、将来組合ヲシテ納税上ノ助力ヲモ爲サシムルノ域ニ至ラシメントスルノ意ニ出テタルモノナレハ、諸君ハ其ノ趣旨ヲ了得シ、之ヲ活用上ニ付相當留意セラレンコトヲ要ス。

七 今回創設セラレシ清涼飲料税ノ納稅義務者ハ、従来間接税ニ対スル訓練ナキハ勿論、比較的薄資者多ク、而カモ其ノ課稅方法ハ移出申告制ヲ採用セラレタルニ付、能ク犯則ヲ未然ニ防止センカ爲メニハ、取締上專ラ注意ヲ要ス

へキハ勿論ナリト雖、之カ為小規模ノ製造場ニ頻繁ニ立入り監視スルカ如キハ実益ナキノミナラス、却テ当業者ノ反感ヲ買フコトアルヘキニヨリ、此等小製造者ニ対シテハ予メ其ノ製造能力ヲ考查シ置キ、不取締ニ流レサル限り場内ノ検査ハ成ルヘク之ヲ省キ、間接監視ノ方法ニ依リ外部ヨリ蒐集シタル資料ヲ、定時又ハ隨時ニ製造者ノ帳簿又ハ申告書ト照合スル等ノ方法ヲ選フヲ可トセン。

本税制定ニ伴ヒ当業者ノ遵守スヘキ事項ノ周知方ニ関シテハ、夙ニ局署夫々施設スル所アリ、製造業者ニ対シテハ大体徹底シタルモノノ如キモ、販売者ノ記帳義務等ニ付テハ未タ至ラサルモノアルカ如シ、此等ハ本税取締上最モ緊要ナル關係アルヲ以テ、之ガ普及ニ就テハ今後一層意ヲ用ヒラレンコトヲ望ム。若夫レ製造者ニ対スルト販売者ニ対スルトヲ問ハス、稅務官憲力ノ不用意ノ举措ニ依リテ不当ニ營業上ノ自由ヲ防ケ、取引ノ円滑ヲ害スルカ如キコトアラハ、本税自体ノ存立ヲ呪フガ如キ声ヲ誘致スル虞ナシトセス、此等ニ付テハ克ク部下ヲ督シテ本税ノ支障ナキ執行ヲ期セラレムコトヲ望ム。

八 織物消費稅法中改正ニ依リ、綿織物ニ対スル課稅ヲ廢止セラレタル結果、消費稅課否ノ分界等ニ付テハ、將來相當困難ナル問題ノ起ルヘキ余地少カラサルヘク、同時ニ名ヲ綿織物ニ藉リ非行ヲ企ツル者ナシトセサルヘキニ依リ、織物ノ鑑識並ニ製造場ノ取締ニ付断エス必要ナル注意ヲ怠ラサランコトヲ望ム。

九 今回ノ稅制整理ニ伴ヒ、稅務統計台帳調製規程中様式ノ大部分ニ涉リ改正ヲ加ヘラル、コト、ナルヘク、不日何分ノ示達之アルヘキニ付テハ、此ノ機會ニ於テ統計事務従事者ノ気分ヲ一新セシメ、將來本事務ノ改善ニ一段ノ意ヲ注カレンコトヲ希望ス。

次ニ語ヲ更メテ本會議ノ眼目トスル、土地賃貸價格調査ニ付キ一言セントス。

土地賃貸價格調査ハ大臣訓示ニ於テ示サレタル通り、稅制整理ノ重要ナル一項目タル地租改正ノ前提ニシテ、其

ノ調査ノ範圍ハ全国有租地ノ全部ニ亘リ、而モ僅ニ一年半ノ短時日ニ於テ多カラサル人員ト經費トヲ以テ之カ完了ヲ要シ、加フルニ調査ノ結果ハ直チニ之ヲ實際ニ施行セラレントス、真ニ稅務界未曾有ノ重大事業ナリト云フモ過言ニアラス、殊ニ当局管内ハ一般ニ人文發達シ、經濟事情錯綜シ居ルノミナラス、一方ニハ發展止ムナキ大都市有り、他方小作爭議等ノ紛糾ヲ有スル農村亦甚多キヲ存シ、調査上一層ノ困難ヲ感スルモノアルヘク、最周密ナル用意ト敏活ナル行動トヲ以テスルニアラスンハ、到底所期ノ目的ヲ實キ得ヘカラス、諸君ハ須ラク一署ノ問題ハ一局、否国家ノ問題ナリトノ念ヲ忘レス、發奮、緊張、部下、諸員ヲ督勵シ、整然タル計画ノ下ニ一齊ニ歩武ヲ整ヘテ着々事務ノ進捗ヲ計リ、以テ適切ナル調査ヲ遂ケ、其ノ重責ヲ全ウスルヲ期セラレントヲ望ム、左ニ本事業ニ關シ數點ヲ揚ケテ特ニ諸君ノ注意ヲ喚ハントス。

一 調査期間極メテ短少ナルカ故、一地、一筆、地価ヲ算定スルカ如キ、從來ノ傳統的思想ヲ以テシテハ到底調査ノ完成ヲ期シ難シ、是即チ今回ノ調査カ区域主義ニ依ルヘキ旨ヲ法律ヲ以テ規定セラレタル所以ニシテ、土地賃貸價格調査法ノ内容中区域主義ノ明示ハ、其ノ最重要ノ點ナルコトヲ了得シ、調査従事者ニ對シテハ勿論、機ニ応シ外部ニ對シテモ此趣旨ヲ徹底セシメラレントヲ望ム。

二 本調査ノ目的トスル所ハ、從來ノ地価ニ依ル地租負担ノ不公平ヲ矯正セントスルニ在リテ、決シテ増稅ヲ目的トスルモノニアラサルヲ以テ、一般民部ニ對シ此旨ヲ周知セシメラルヘク、尙調査ノ結果從來ニ比シ著シク負担ノ増加ヲ來スモノニ付テハ、相当緩和ノ方法ヲ講セラルヘク考慮セラレツ、アリテ、其辺モ臨機聲明セラル、ヲ妨ケス。

三 各署ニ於テ施行セラルヘキ基準調査ニ付テハ、調査上最適ノ地ヲ選定スルノ要アルハ言ヲ俟タサルモ、諸種ノ情況ニ徴シ參加従事者一般ノ気分ノ緊張ヲ欠カシムルニ至ル虞アルカ如キ地方ヲ避クル等ハ、亦必要ナル用意

ナルヘシト信ス。

四 本調査ノ為メ配賦セラルル経費ハ事務ノ内容ニ比スルトキハ至テ少額ナルヲ以テ、之カ使途ニ付テハ深甚ノ考慮ヲ払ヒ、万全ノ計画ヲ立テ、苟クモ放漫ニ流ル、カ如キコトナキヤウ特ニ注意ヲ要ス。

五 調査中万一書類ノ紛失、焼失等ノ事故ヲ生シ、事業ノ頓挫ヲ来スカ如キコトアラハ由々敷コトナルヲ以テ、従事員ニ対シ篤ト注意ヲ与フルト共ニ、苟モ秘密書類ノ外部ニ漏洩スルカ如キコトナキヲ期セラルヘク、殊ニ庁中取締ニ付テハ格別ノ警戒ヲ加ヘラレンコトヲ望ム。

最後ニ官紀ノ振肅ニ付テハ屢次上司ノ諭達ノ厳存スルモノアリ、諸君ハ平素部下監督上苦慮セル所甚タ懃カラサルヘキヲ信スト雖、客歳京阪ノ地ニ於テ多数ノ洗職嫌疑者ヲ出シ、今ヤ司直ノ裁断ヲ受ケムトスルノ実況ニ在ルカ如キハ、最遺憾トスル所ナリ、カノ不正ノ誘惑ノ如キハ独リ稅務ノ方面ノミナラス、国有財産事務ニ在リテモ亦最戒慎ヲ要スルモノアリ、諸君ハ克ク実践、躬行、範ヲ吏僚ニ垂ル、ハ勿論、監督上一層ノ意ヲ注キ、以テ非違ヲ未然ニ防止スヘク遺算ナキヲ期セラレンコトヲ要ス。

(平 18 大阪 92)

162 大正15年7月 大蔵省直稅事務講習會の開催

秘第二一八号

[15・7・26熊本稅務監督局印]

遠賀稅務署長殿

直稅事務従事者養成ノ目的ヲ以テ、大蔵省ニ於テ稅務講習會開催ノ趣ニ付テハ、別紙講習會要領第三項ノ資格者ニシ

テ希望者アラハ、七月三十日迄ニ左記様式ニ依リ申報セラルヘシ

記

稅務講習員推薦書 [省略]

講習会要領

一 会 期

三ヶ月(九月一日ヨリ十一月三十日迄ノ予定)

二 講習科目

民法 商法 行政法 財政学 経済学 商業学 社会学 簿記学 会計学 各国租税制度 日本租税制度
所得税 地租 營業収益税 資本利子税 相続税 各法及実務 服務心得及課外講話

三 講習員資格

現在判任官ニシテ左ノ資格ヲ有スル者中ヨリ選定ス

- (イ) 俸給六級俸以下、年齢三十才以下ニシテ滿二ケ年以上判任官トシテ稅務署事務ニ従事シタルモノナルコト
- (ロ) 志操堅実、身体強壯ニシテ永ク稅務ニ従事スル見込アルモノナルコト
- (ハ) 中学卒業、普通試験合格又ハ之ト同等以上ノ学力アリト認ムル者ニシテ、前途有望ノ者ナルコト

四 講習員給与

往復旅費ノ外、左ノ滞在日当ヲ給スルコト

(イ) 勤務地ニ扶養スヘキ家族アルモノ

一日 金二円

(ロ) 同 扶養スヘキ家族ナキモノ

一日 金一元三十銭

(東京市付近ノ各署在勤者ニ付テハ従前ノ通)

五 会 場

中央会議所

職第一六〇号

遠賀税務署長殿

[15・8・16熊本税務監督局印]

署属 [氏名]

右者、来ル九月一日ヨリ開催ノ大蔵省税務講習会ニ出席セシムヘキ講習員ニ指定セラレタルニ付、左記事項了知ノ上
上京セシメラルヘク、而シテ在京中ハ特ニ品行ヲ慎ミ節制ヲ旨トシ、苟モ講習員タル体面ヲ傷クル如キコトナキハ勿
論、奮勉努力以テ優秀ノ成績ヲ獲得スルコトニ留意スル様訓諭セラルベシ

追而、従来ノ講習員ニ付テハ其自覚ヲ促シ講習ノ目的ヲ永久ニ保持スル為、誓約書ヲ徴シ来リタルニ付、今回ノ講
習員ニ付テモ、出発前別紙様式ノ誓約書ヲ徴シ当局ニ提出セラルベシ

左記

- 一 講習員ハ八月三十一日午前十時ヨリ正午十二時迄大蔵省ニ出頭、主税局員ノ指揮ヲ受クルコト
- 二 講習員ノ宿舍ハ準備出来サルヲ以テ、講習員ニ於テ任意ニ定ムルコト、但夜具ハ携帯スルヲ便トスヘシ
- 三 講習員ハ左記物品ヲ携帯スルコト

- イ 租税法規及直税ニ關スル令達
- ロ 六法全書
- ハ 筆記帳、其他文房具
- ニ 算盤

別紙

誓約書

用紙美濃紙

私儀

今回大藏省稅務講習生ノ御指定相受候処、講習終了ノ上ハ数年ナラスシテ自己ノ便宜ニ依リ退職スルカ如キコトナク、永ク稅務ニ奉職シテ忠実勤勉ニ奉公可致候
右誓約候也

稅務署在勤

稅務署属 何

某 印

年 月 日

大藏省主稅局長 黒田英雄殿

(昭59 福岡 13)

163 大正15年8月 大蔵省講習終了者退職の件

秘第二二六号

[15・8・3 熊本稅務監督局印]

稅務署長殿

本省ニ於テ開催ノ稅務講習會ニ在テハ、講習開始ノ初ニ於テ各講習生ヨリ、「講習終了ノ上ハ數年ナラスシテ自己ノ便宜ニ依リ退職スルカ如キコトナク、永ク稅務ニ奉職シ忠実勤勉ニ奉公致スヘキ旨」ノ誓約書ヲ徴シアルニ付、事實病氣ノ為職務ニ堪ヘサル場合ヲ除ク外、講習終了後間モナク他ニ転職ノ目的ヲ以テ退官ヲ願出ツルカ如キ者無之管ナルニ、昨年ノ講習終了者中既ニ一二退官者ヲ出シタル事例、他局ニアリタル廉ヲ以テ、将来相当注意ヲ払フヘキ旨本省ヨリ通牒ニ接シタルニ付テハ、今後ハ講習終了後滿五年以内ニ退官ヲ願出ツルモノアル場合ニ於テハ、篤ト其ノ内情調査ヲ遂ケ、事實病氣ノ為職務ニ堪エサル者ノ外ハ辞表ヲ撤回スル様諭旨スルト共ニ、其事情詳細直ニ申報スル様心得置カルヘシ

(平18 熊本 391)

164 大正15年10月 遠賀署の互戒規約

緒言

綱紀ノ肅正ハ官吏ノ生命トスル処ナルニモ拘ラス、近時各地ニ於テ忌ハシキ問題ノ發生スルヲ見聞シ、吾人等シク國家ノ官吏トシテ背汗ノ悛無クンハアラス、是畢竟該当者ノ意志堅実ナラサルニ主因スル結果ナルヘシト雖、抑亦上司

監督ノ不行届ニ依ルコトモ其ノ一原因ナリト言ハサルヲ得ス、然リト雖モ監督ノコトタルヤ決シテ一上司ノ能ク之ヲ徹底セシムルヲ得サルコト、敢テ多言ヲ要セス、要ハ各自相互ノ注意ヲ俟テ之ヲ全タカラシムルニアリト信ス、依テ別紙ノ通互戒規約ヲ設ケ吏僚相互ノ間一点ノ瑕疵無カラシメント欲ス、所謂倒レヌ先ノ杖トシテ規約ノ励行ヲ期セラレンコトヲ希望シテ止マス

大正十五年十月

署 長 〔遠賀稅務署〕

互 戒 規 約

第一 判任官タルト雇員タルトヲ問ハス、當稅務署ニ在勤スルモノハ總テ本規約ヲ嚴守スル義務アルモノトス

第二 本規約ハ同僚間互ニ素行其他服務上ノ欠点ヲ補正善導シ、一点ノ批難無カラシムルヲ以テ目的トス

第三 前項ノ目的ヲ達成スル為、署員五名以内ヲ以テ一組合トナシ、主トシテ組合員間ヲ互戒シ、傍ラ他組合員ニ注意スルコト

第四 組合ニ組長ヲ置ク、組合員及組長ハ署長之ヲ指定ス

第五 互戒上常時注意ヲ要スル事項、大概左ノ如シ

- 一 日常ノ生活状態ハ其ノ收入ニ適応セルヤ否
- 二 本人又ハ其ノ家族ノ衣類調度ハ身分ニ適応セルヤ否
- 三 公務以外夜間ノ外出比較的多カラザルヤ否
- 四 營業者ト特別ノ私交ナキヤ否
- 五 營業者又ハ其ノ者ノ為ニスルモノヨリ贈与饗宴等ヲ受クルコトナキヤ否

- 六 公会以外料理屋又ハ飲食店等ニ於テ酒色ニ耽ルコトナキヤ否
- 七 身分ニ応セサル債務ヲ有スルコト無キヤ否
- 八 出張ノ場合遅発早帰等ノ風習ナキヤ否
- 九 智徳修養ノ宅習アリヤ否
- 十 以上ノ外、素行上注意スヘキ諸点

第六 組長ハ組合員ニ於テ前項ノ事実アルコトヲ認知シタルトキハ、其ノ真想ヲ精査シ必要ニ応シ本人ニ是正ヲ促スト共ニ、事ノ稍重要ト認ムル事項ハ直チニ署長ニ内報スルコト

組合員前記ノ事項ヲ認知シタルトキハ直チニ之ヲ組合長ニ内報シ、其ノ組合長ニ係ル場合ハ直接署長ニ内報スルコト

第七 認知シタル事実カ他ノ組合員ナルトキハ、之ヲ当該組合長ニ内報シ、組合長ナルトキハ直接署長ニ内報スルコト

第八 前第五項ノ違背事実ヲ認知シ、第六項又ハ第七項ノ内報ヲ為サ、ルモノハ過失ノ一タルヲ免レサルコト

第九 本規約ヲ励行スル為メ、組合員ハ各其ノ名下ニ捺印スルコト

(昭59 福岡 17)

165 大正15年12月 間税官吏徽章制定の件

間税官吏ノ徽章制定ニ関スル件 大正一五年二月三日 蔵税第三〇七一号

首題ノ件ニ関シ、今回広島稅務監督局長ト別紙ノ通照覆致候ニ付テハ、貴局ニ於テモ今後若シ徽章制定ノ必要相生シ候節ハ、右趣旨ニ依リ制定ノ上佩用為致可然、此段及通牒候也

(別紙)

広島局長照会 大正一五年一二月三日 問第八四号

間稅官吏ノ制服廢止以來、一見間稅官吏タルコトノ識別困難ト相成、近来当業者側ニ於テハ事ニ当リ不安ヲ感スル向不尠ニヨリ、一定ノ徽章ヲ制定ノ上佩用方希望モ有之候ニ付、当局ニ於テハ一定ノ徽章ヲ制定シ、間稅檢査ニ従事スル者ニ佩用為致度、就テハ之カ調製費用ハ局費ヲ以テ支弁シ、一定ノ規程ヲ設ケ受払其ノ他ノ取締ヲ勵行スヘキ見込ニ有之候處、別ニ支障無之候ヤ、若シ局費支弁ヲ否ナリトセハ、私費ニ依リテモ之ヲ調製セシムルコトニ致度候ニ付、一応御意見承知致度、此段及御照会候也

追テ、徽章一個ノ調製費ハ約七十錢ノ見込ニ有之、中添候

主稅局長回答 大正一五年一二月二日 藏稅第三〇七一号

客月二日附問第八四号ヲ以テ御照会相成候首題ノ件了承、右ハ内國稅徵收費支弁ニテ制定ノ上佩用為致可然、此段及回答候也

(平12 仙台 218 - 2)

掲載史料一覧

- 口 絵 明治 27 年 島根県収税署長会議（昭 45 広島 1）
明治 31 年 税務官吏服務心得（昭 50 札幌 1）
明治 34 年 外国人に対する所得金額決定通知書（訳文）（平 18 大阪 20）
明治 42 年 大阪税務監督局落成記念絵はがき（平 22 東京 2256）
大正 8 年 大蔵省税務講習会修業証（平 2 関信 908）
大正 12 年 東京税務監督局税務相談部の案内板（昭 43 東京 9 - 3）
明治 26 年 愛知県半田収税署の鬼瓦（平 9 名古屋 2）
大正 8 ~ 14 年 制服の間税職員（夏服）（平 9 熊本 19 - 2）
明治 32 年 滋賀県大津税務署の鬼瓦（昭 43 大阪 14）

一 府県収税部の時代

- 1、明治 22 年 6 月 千葉県収税部出張所処務規程（昭 43 東京 98 - 1）
- 2、明治 22 年 6 月 収税部出張所設置に付心得（昭 54 東京 143）
- 3、明治 23 年 11 月 千葉県直税分署・間税分署の設置（昭 53 東京 33）
- 4、明治 26 年 12 月 長野県収税署処務細則（平 2 関信 37）
- 5、明治 26 年 12 月 山形県税務監督規程（昭 44 仙台 43）
- 6、明治 28 年 3 月 収税署の郡役所からの分離（平 18 仙台 69）
- 7、明治 29 年 6 月 宮城県収税部事務引継演説書（平 18 仙台 69）

二 税務管理局と税務署の創設

- 8、明治 29 年 10 月 官制改正に付大蔵大臣訓示（平 4 広島 2 - 1）
- 9、明治 29 年 10 月 局署印と門標の寸法雛形（昭 53 東京 107 - 1）
- 10、明治 29 年 11 月 税務管理局官制施行に付大蔵大臣内訓（平 5 大阪 3 - 1）
- 11、明治 29 年 11 月 税務官吏服務心得（平 21 大阪 227 - 3）
- 12、明治 30 年 5 月 税務監督規程（平 1 札幌 86）
- 13、明治 30 年 6 月 執務上に関する臨時報告（昭 52 東京 1）
- 14、明治 30 年 8 月 改正条約実施に付意見照会（平 1 札幌 86）

- 15、明治 30 年 10 月 局長会議における大蔵大臣演達（平 4 広島 2 - 1）
- 16、明治 31 年 6 月 税務通信内規（昭 44 仙台 43）
- 17、明治 31 年 8 月 東京局の税務研究会準則（昭 52 東京 1）
- 18、明治 31 年 11 月 官制改革発布に付局長演述要旨（昭 59 福岡 92）
- 19、明治 31 年 12 月 税務通信内規の改正（平 16 関信 53）
- 20、明治 31 年 12 月 署長会議における局長演達（昭 60 高松 3）
- 21、明治 32 年 4 月 直税事務専担者配置の件（平 18 広島 11）
- 22、明治 32 年 5 月 開港場所在の局署事務取扱内議（平 1 札幌 104）
- 23、明治 32 年 7 月 改正条約実施に付内牒（昭 52 東京 1）
- 24、明治 32 年 8 月 混成酒税取締の実況（昭 53 東京 81）
- 25、明治 32 年 9 月 松本局の税務研究会会則（平 2 関信 30）
- 26、明治 32 年 9 月 横浜局の税法研究会会則（昭 52 東京 1）
- 27、明治 33 年 2 月 広島局の税務講習会内規（平 4 広島 2 - 1）
- 28、明治 33 年 6 月 見習員講習における主税局長演説（平 16 関信 53）
- 29、明治 33 年 12 月 私立法律学校講義録購読に付回答（平 18 大阪 19）
- 30、明治 34 年 7 月 開港場における条約改正施行準備（平 1 札幌 82）
- 31、明治 34 年 7 月 外国人に対する所得金額決定通知方（平 18 大阪 20）
- 32、明治 34 年 9 月 各局に統計委員設置（平 1 札幌 82）
- 33、明治 34 年 10 月 鑑定研修における主税局長演舌（平 12 札幌 158）
- 34、明治 34 年 10 月 税務管理局見習員の養成（平 1 札幌 82）
- 35、明治 34 年 11 月 札幌局の統計調査委員会規程（平 1 札幌 85）
- 36、明治 34 年 11 月 札幌局の税務教習会規程（平 1 札幌 85）
- 37、明治 34 年 11 月 統計協議会における主税局長演説（平 18 熊本 80）
- 38、明治 35 年 1 月 京都局監視事務執行規程（昭 55 大阪 8）
- 39、明治 35 年 3 月 東京局管内税務署定員（昭 43 東京 83 - 3）
- 40、明治 35 年 4 月 間税官吏の職務執行に付局長訓示（平 18 熊本 391）
- 41、明治 35 年 4 月 司法官会同における大蔵大臣演説要領（平 19 金沢 556）
- 42、明治 35 年 5 月 税務上に関する大蔵大臣演説（平 18 広島 10）
- 43、明治 35 年 5 月 署長会議における局長演述要領（平 18 広島 10）
- 44、明治 35 年 5 月 統計主任会議における主税局長演説（昭 43 札幌 12）
- 45、明治 35 年 6 月 文官普通試験受験の件（平 18 大阪 19）

三 税務監督局の創設

- 46、明治 35 年 11 月 税務監督局官制に付大蔵大臣内訓（昭 55 大阪 8）
- 47、明治 35 年 11 月 税務監督局長・税務署長委任事項（昭 55 大阪 8）
- 48、明治 36 年 1 月 署長会議における局長演述要領（平 18 広島 10）
- 49、明治 36 年 3 月 署長会議における局長演説の大要（平 5 熊本 12）
- 50、明治 36 年 3 月 税務署長の事務取扱に付注意書（昭 43 東京 83 - 3）
- 51、明治 36 年 4 月 官制改正に付大蔵大臣訓示要旨（平 9 高松 166）
- 52、明治 36 年 10 月 官制改正に対する間税官吏の投書（平 18 広島 10）
- 53、明治 36 年 11 月 間税特別監視申合（平 12 仙台 722）
- 54、明治 36 年 11 月 間税特別監視員設置心得（平 19 金沢 556）
- 55、明治 36 年 11 月 税務官吏服務心得細目（平 5 熊本 17）
- 56、明治 36 年 12 月 土地測量法講習会における主税局長演説（昭 43 札幌 13 - 2）
- 57、明治 37 年 1 月 定員不足による事務不備の実例（平 18 福岡 183）
- 58、明治 37 年 1 月 煙草専売に対する方針（昭 55 大阪 4）
- 59、明治 37 年 2 月 税務官吏保護の件（昭 43 仙台 3 - 1）
- 60、明治 37 年 3 月 長崎局の自転車共済会規約（平 18 福岡 183）
- 61、明治 37 年 3 月 非常特別税法施行に付主税局長演説（昭 45 東京 5 - 2）
- 62、明治 37 年 12 月 非常特別税法執行に付主税局長書簡（昭 55 大阪 4）
- 63、明治 38 年 1 月 局長会議における大蔵大臣演説要旨（昭 56 東京 2194）
- 64、明治 38 年 4 月 織物消費税に関する有志者の運動（昭 43 東京 56）
- 65、明治 38 年 4 月 庁舎借入方に付主税局長注意（昭 43 東京 83 - 3）
- 66、明治 38 年 10 月 谷村税務署事件に付内訓（昭 45 東京 5 - 2）
- 67、明治 39 年 4 月 税務上参照事項に対する署長意見（昭 43 東京 56）
- 68、明治 39 年 4 月 同一名の税務署（昭 43 札幌 9 - 1）
- 69、明治 39 年 5 月 税務署長会議諮問事項（昭 43 東京 56）
- 70、明治 39 年 7 月 臨時調査事務に関する主税局長書簡（昭 53 大阪 21）
- 71、明治 40 年 6 月 局長会議における大蔵大臣訓示（平 18 仙台 86）
- 72、明治 40 年 7 月 密造犯則検察に付内訓（平 12 仙台 722）
- 73、明治 41 年 1 月 税額増収計画に付内牒（平 12 仙台 722）

- 74、明治 41 年 7 月 税務署長会議の決議事項（平 5 熊本 23）
- 75、明治 41 年 10 月 税務執行方針に付局長内訓（平 18 熊本 391）
- 76、明治 42 年 5 月 局長会議における大蔵大臣訓示（昭 56 東京 2317）
- 77、明治 42 年 9 月 行政整理に付退官者取調（昭 53 大阪 34）
- 78、明治 42 年 10 月 行政整理に付大蔵次官内牒（昭 53 大阪 34）
- 79、明治 42 年 11 月 行政整理に関する大蔵大臣内訓（昭 55 大阪 3）
- 80、明治 42 年 11 月 金沢局廃止に付京都局長訓示要領（平 19 金沢 467）
- 81、明治 42 年 11 月 税務署廃止による民心の状況（平 19 金沢 467）
- 82、明治 42 年 12 月 名古屋局及管内税務署職員監督規程（昭 54 名古屋 18）
- 83、明治 43 年 1 月 職員徽章佩用規程（平 11 東京 48）
- 84、明治 43 年 4 月 税務監督局長会議録（抄）（昭 44 関信 7 - 4）
- 85、明治 43 年 4 月 宅地地価修正に付局長訓示（昭 53 大阪 38）
- 86、明治 43 年 5 月 職員誓伍組織申報（昭 53 大阪 35）
- 87、明治 43 年 6 月 横浜税務署に外事課設置の上申（平 12 仙台 219 - 1）
- 88、明治 43 年 7 月 横浜税務署外事課設置（平 11 東京 48）
- 89、明治 44 年 4 月 犯則密偵囑託謝金支給の件（平 12 仙台 722）
- 90、明治 44 年 4 月 雇員の洋服着用（平 18 仙台 86）
- 91、明治 44 年 4 月 税務監督局長会議要録（抄）（昭 44 関信 7 - 4）
- 92、明治 44 年 4 月 直税関係取扱件数報告（昭 59 福岡 1）
- 93、明治 44 年 12 月 密造取締功勞警察官に謝金支出の件（平 12 仙台 722）
- 94、明治 44 年 12 月 税法改廃意見提出の件（昭 59 福岡 1）

四 大正期の税務行政

- 95、大正 元年 10 月 署長会議における局長演達（平 18 福岡 177）
- 96、大正 2 年 2 月 税務署庁舎借入等に付主税局長通牒（昭 54 名古屋 18）
- 97、大正 2 年 3 月 自用目的の酒類密造者の宥恕処分（平 12 仙台 808）
- 98、大正 2 年 5 月 遠賀税務署移転に関する件（昭 59 福岡 2）
- 99、大正 2 年 6 月 局長会議における大蔵大臣演説（平 26 東京 136 - 2）

- 100、大正 2年12月 税務執行方針に付局長訓示（平12大阪148）
- 101、大正 3年 5月 所得税法改正に関する影響等答申（昭43東京59）
- 102、大正 3年 7月 税制改正関係内密取調申報（平5熊本28-1）
- 103、大正 3年10月 税務執行上の方針要領（昭43東京50）
- 104、大正 4年 1月 行政整理に関する局長意見（平18福岡177）
- 105、大正 4年 9月 局長会議における大蔵大臣訓示（平12名古屋415）
- 106、大正 5年 5月 局長会議における大蔵大臣訓示（平5熊本25）
- 107、大正 5年 7月 熊本局第一回税務官吏養成講習会の開催（昭59福岡119-2）
- 108、大正 5年12月 政府又は帝国議会への請願等通信の件（平12東京121）
- 109、大正 6年 4月 税務官署庁舎の工事及び様式（平14広島1）
- 110、大正 6年 5月 東京局官吏養成講習会規程（昭56東京2318）
- 111、大正 6年 6月 署長会議における局長訓示要領（平12札幌342-8・9）
- 112、大正 6年 7月 税務署一般監督結果（平5大阪3-2）
- 113、大正 6年 7月 庶務課員の確保（昭58福岡16）
- 114、大正 6年 8月 民間転職者に関する局長内訓（平19金沢561）
- 115、大正 7年 2月 定員補充方に付訓示（平18大阪245）
- 116、大正 7年 3月 中堅税務官吏の留任方（平5熊本28-3）
- 117、大正 7年 8月 大蔵省法人事務講習会の開催（平19金沢283）
- 118、大正 7年10月 退官者の欠員補充方（平5大阪3-2）
- 119、大正 7年11月 法人事務講習修業者利用の件（昭53東京125）
- 120、大正 7年11月 租税負担増加に際し民部の動向調査（昭58福岡16）
- 121、大正 8年 4月 局長会議における大蔵大臣訓示（平12札幌342-12）
- 122、大正 8年 5月 密造激甚地以外の宥恕処分（平12仙台808）
- 123、大正 8年 7月 大蔵省直税事務講習会の開催（平19金沢283）
- 124、大正 8年10月 職員生活難救済方の件（平19金沢283）
- 125、大正 8年10月 北九州各署の直税課員同盟罷業報道の件（昭59福岡35-2）
- 126、大正 9年 1月 戦役行賞に付大蔵大臣へ具陳（平19金沢568）

- 127、大正 9 年 3 月 増俸案不成立に付職員心裡申報 (平 5 熊本 32)
- 128、大正 9 年 4 月 税務官吏の待遇改善 (平 4 広島 8)
- 129、大正 9 年 6 月 法人事務従事員養成講習規程 (昭 56 東京 2116)
- 130、大正 9 年 8 月 大蔵省直税事務講習会の開催 (平 19 金沢 283)
- 131、大正 9 年 9 月 税務官吏整理に付通牒 (平 5 熊本 32)
- 132、大正 9 年 9 月 税務官吏増俸に付大蔵大臣訓示 (平 18 仙台 8 - 1)
- 133、大正 9 年 10 月 局長会議における大蔵大臣訓示 (平 12 札幌 342 - 13)
- 134、大正 10 年 7 月 大蔵省直税事務講習会の開催 (平 19 金沢 279)
- 135、大正 10 年 10 月 税務署復活の要否調 (平 19 金沢 498)
- 136、大正 10 年 10 月 職員身上調査の件 (平 18 熊本 391)
- 137、大正 10 年 12 月 間税課長会議における局長訓達 (平 12 名古屋 279)
- 138、大正 11 年 4 月 局長会議における大蔵大臣訓示 (平 18 大阪 245)
- 139、大正 11 年 5 月 署長会議諮問事項説明書 (平 18 福岡 71)
- 140、大正 11 年 5 月 局長会議における主税局長内牒 (昭 55 大阪 17)
- 141、大正 11 年 8 月 大蔵省直税事務講習会の開催 (平 19 金沢 279)
- 142、大正 12 年 5 月 局長会議の諮問事項説明書 (昭 59 福岡 21)
- 143、大正 12 年 6 月 局長会議における大蔵大臣訓示 (平 12 名古屋 507)
- 144、大正 12 年 7 月 署長会議における局長訓示 (平 4 広島 14)
- 145、大正 12 年 8 月 大蔵省直税事務講習会の開催 (平 19 金沢 279)
- 146、大正 12 年 11 月 局長会議における大蔵大臣訓示 (平 4 関信 49)
- 147、大正 12 年 11 月 震災後の署員官舎建設方上申 (昭 43 東京 52)
- 148、[大正 12 年] 税務官吏服務要綱 (昭 53 広島 9)
- 149、[大正 13 年 4 月] 局長会議答申要領 (国立公文書館所蔵「勝田家文書」第 12 号 18・19)
- 150、大正 13 年 5 月 局長会議における大蔵大臣訓示要領 (平 4 広島 14)
- 151、大正 13 年 6 月 全国司税官協議会報告 (平 4 広島 14) (『財務協会雑誌』第 6 巻第 1 号)
- 152、大正 13 年 6 月 署長会議における局長訓示要領 (昭 55 大阪 17)
- 153、大正 13 年 12 月 行政整理に付主税局長通牒 (平 5 熊本 7)
- 154、大正 14 年 5 月 局長会議における大蔵大臣訓示 (平 4 広島 14)
- 155、大正 14 年 6 月 大蔵省間税事務講習会開催要領 (昭 59 福岡 19)

- 156、大正 14 年 8 月 大蔵省直税事務講習会開催要領 (昭 59 福岡 19)
- 157、大正 14 年12 月 税務官吏待遇改善に付局長内申 (昭 44 福岡 12)
- 158、大正 15 年 1 月 署長会議諮問事項への答申 (平 18 福岡 190)
- 159、大正 15 年 4 月 局長会議における大蔵大臣訓示 (平 19 金沢 499)
- 160、大正 15 年 4 月 大蔵省間税事務講習会の開催 (昭 59 福岡 13)
- 161、大正 15 年 5 月 署長会議における局長訓示 (平 18 大阪 92)
- 162、大正 15 年 7 月 大蔵省直税事務講習会の開催 (昭 59 福岡 13)
- 163、大正 15 年 8 月 大蔵省講習終了者退職の件 (平 18 熊本 391)
- 164、大正 15 年10 月 遠賀署の互戒規約 (昭 59 福岡 17)
- 165、大正 15 年12 月 間税官吏徽章制定の件 (平 12 仙台 218 - 2)

史料集（既刊分）一覧

租税資料叢書

- 第一卷 南部藩検地検見作法書 昭和六十年
- 第二卷 明治前期国税徴収沿革 昭和六十二年
- 第三卷 明治前期国税徴収沿革（参考法令編） 昭和六十三年
- 第四卷 明治前期所得税法令類集 昭和六十三年
- 第五卷 雑誌『財政』総目次付執筆者名索引 平成三年
- 第六卷 関義臣文書・地租改正方法草案—明治六年地方官会同資料—
平成五年
- 第七卷 国税行政機関関係法令規類集Ⅰ 平成六年
- 第八卷 国税行政機関関係法令規類集Ⅱ 平成七年
- 第九卷 国税行政機関関係法令規類集Ⅲ 平成八年
- 第十卷 国税行政機関関係法令規類集Ⅳ 平成九年

租税史料叢書

- 第一卷 地租関係史料集Ⅰ～地租条例から宅地地価修正まで～ 平成十八年
- 第二卷 地租関係史料集Ⅱ～田畑地価調査から臨時宅地賃貸価格修正まで～
平成十九年
- 第三卷 所得税関係史料集～導入から申告納税制度以前まで～ 平成二十年
- 第四卷 酒税関係史料集Ⅰ～明治時代～ 平成二十一年
- 第五卷 酒税関係史料集Ⅱ～大正時代から昭和終戦直後～ 平成二十二年
- 第六卷 営業税関係史料集～国税営業税を中心に～ 平成二十五年
- 第七卷 相続税関係史料集～導入から昭和二十一年まで～ 平成二十六年
- 第八卷 国税徴収関係史料集～直接税を中心に～ 平成二十八年
- 第九卷 税務執行関係史料集Ⅰ～明治・大正編～ 平成三十一年

《租税史料室のご案内》

- 開館時間 9時30分～16時30分
- 休館日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始
史料整理日及び特別整理期間
- 問い合わせ先 税務大学校税務情報センター 租税史料室
TEL 048-460-5300
- 所在地 〒351-0195 埼玉県和光市南2丁目3番7号

租税史料叢書第九卷

『税務執行関係史料集』

I

〔明治・大正編〕

平成三十一年三月発行

編著 国税庁税務大学校税務情報センター

租税史料室

〒351-0195 埼玉県和光市南二丁目三丁目七

Tel 〇四八―四六〇―五三〇〇

ホームページアドレス

[https://www.nta.go.jp/about/organization/
ntc/sozei/index.htm](https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/sozei/index.htm)